

厚生労働大臣の定める掲示事項①

令和7年1月1日現在

1 保険医療機関に関する事項

当院は、四国厚生支局より保険医療機関として指定を受けております。

2 入院基本料に関する事項について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同し、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内にて文書でお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制の基準を満たしております。

3 看護に関する事項

当院は、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。

従いまして、患者様のご負担による付き添い看護は認められておりません。

4 看護職員の配置について

当院では、下記表の通り看護職員を配置しております。

病棟	入院基本料	時間帯	1日あたりの看護職員勤務数	看護職員1人あたりの受け持ち人数
3階	急性期一般入院料4(46床)	9:30～17:30	14名以上	5人以内
		17:30～9:30		16人以内
4階	地域包括医療病棟入院料(48床)	9:30～17:30	15人以上	4人以内
		17:30～9:30		24人以内
5階	地域包括ケア入院医療管理料1(40床)	9:30～17:30	16人以上	4人以内
	障害者施設等10対1入院基本料(12床)	17:30～9:30		26人以内
6階	回復期リハビリテーション病棟入院料1(52床)	9:30～17:30	12人以上	6人以内
		17:30～9:30		26人以内

5 食事療養に関する事項について

入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。

朝食:午前8時～

昼食:午前12時～

夕食:午後6時～

